



◆今週のほっと・ニュース◆

野田内閣総理大臣、四度目の福島訪問（7月7日）

「川内の子どもたちの 健やかな成長を」

（川内村の川内小学校で子どもたちと触れ合い、子どもたちと書いた七夕飾りの短冊より）

詳しくは首相官邸ホームページをご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/actions/201207/07hukushima.html>

◆NEWS◆ 経済産業省「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表!!（7月20日）

経済産業省は7月20日、東京電力による賠償基準の公表に先立ち「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめ公表しました。

これは、今後、東京電力が策定予定の区域見直しに伴う賠償基準が今後の被害者の方々の生活再建に密接に係わるものであるため、賠償基準の策定を東京電力任せにすることなく、政府が被害を受けた自治体、住民の方々の実情を伺い、可能な限り賠償基準に反映させるべく取りまとめたものです。

なお、自治体との間で継続して検討中の論点もあることから、賠償基準として具体的な問題点が明らかになる場合には、追加的に基準化する等の対応を行うこととしています。

具体的な賠償基準の考え方の概要は以下のとおりです。

■避難指示区域における各賠償項目の考え方の概要

- 1) 避難指示解除のタイミングや、個別の不動産の事故前の価値を勘案した不動産の賠償
帰還困難区域では、事故間の価値の全額を賠償。居住制限区域・避難指示解除準備区域は解除までの期間に応じて賠償。解除が事故時点から6年以上経過後の場合は全損、事故時点から3年で解除された場合は半額を賠償する。
- 2) 避難指示解除までの期間に応じた精神的損害の一括払い
一人当たり月額10万円を基準に算定。例えば解除までに5年以上要する見込みであれば、600万円の一括払いとなる。
- 3) 営業損害・就労不能損害の一括払い
農林業で5年分、その他の業種で3年分、給与所得で2年分。
- 4) 家族構成に応じた家財の賠償の定額払い
大人2名、子ども2名の世帯なら、帰還困難区域で約670万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で約500万円。
- 5) その他
旧緊急時避難準備区域における家屋の清掃・補修費用の定額払い、早期帰還者、滞在者への精神的損害賠償の遡及、営業損害の一括払い 等

詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001.html>

◆NEWS◆ 復興庁・金融庁・中企庁は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の二重債務問題への取組を支援します（7月17日）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（支援機構）は、東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に対応するため、今年の3月から業務を開始しています。

今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在すると考えられることから、支援機構においては、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組を実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は、連携し、支援機構の取組みを支援することとしました。

■支援決定までの期間の短縮化

- 案件対応期間を90日程度で完結する標準業務フローを策定する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 金融機関から引当状況の情報が示された場合は、迅速・円滑な債権買い取りの迅速な処理に努める。
金融庁は、金融機関に対して、支援機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、支援機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

■信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。
中小企業庁は、全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、支援機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。
- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に行う。

■フォローアップ

- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/240717shien-kiko.pdf>

◆NEWS◆ 福島復興再生基本方針を閣議決定しました!!（7月13日）

政府は7月13日、今年3月30日に成立した福島復興再生特別措置法第5条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための「福島復興再生基本方針」を閣議決定しました。

この基本方針の概要は以下のとおりです。

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

■原子力災害からの福島の復興及び再生の意義

～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～

国は、福島の復興及び再生を国政の最重要課題と受け止め、福島の住民に寄り添いながら、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すことができるまで、国の威信をかけてあらゆる知恵と力を結集し、総力で実行

■原子力災害からの福島の復興及び再生の目標

- 1) 確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる生活環境の実現
- 2) 地域経済の活性化や雇用の安定を図り、福島全域の地域経済を再生
- 3) 治安、教育、医療、保育、介護等を再建し、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができる地域社会を再生

■福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢

- 1) 福島全域と避難解除等区域等という二つの観点からの復興及び再生の

実現

- 2) 原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施
 - 3) 福島において原子力に依存しない社会を目指すとの理念の尊重と単なる復旧にとどまらない先導的な施策の推進
 - 4) 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積
 - 5) 長期にわたる財源の確保・国と福島県、県内市町村等が一体となった施策の実施
- ※避難解除等区域…避難指示が全て解除された区域及び避難指示解除準備区域を指す
- ※避難解除等区域等…避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指す

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- 避難解除等区域等の復興及び再生の道すじ
 - 1) 避難解除等区域等の復興及び再生の課題
 - 2) 国の取組の基本的考え方
 - 3) 避難解除等区域等の復興及び再生の進め方
- 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策
 - 1) 産業の復興及び再生
 - 2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備
 - 3) 生活環境の整備
- 課税の特例
- 居住の安定確保
- 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 避難解除等区域復興再生計画（国が策定）の策定手続

第3部 福島全域の復興及び再生

- 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策
- 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策
- 産業復興再生計画（県が策定）の認定
- 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策
- 重点推進計画（県が策定）の認定
- 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携
- その他福島県の復興及び再生に関し必要な事項

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/07/001084.html>

◆NEWS◆ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正しました。（7月12日）

政府原子力災害対策本部は、食品中の放射性物質対策に関する地方自治体の検査計画策定のガイドライン、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いについて定め、公表しています。

今回、改正した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の主な内容は以下のとおりです。

■平成24年産米の取扱いの追加

平成24年産米について、本年4月に事前出荷制限を指示した福島県産米を含め、昨年の検査結果等に応じた検査基準を設定しました。

■出荷制限の解除条件の明確化

出荷制限の対象食品が農林畜水産物全般、野生鳥獣肉など多様化しているため、現時点の知見に基づき出荷制限の解除条件を技術的な観点から明確にしました。

■新たな検査結果等を踏まえた見直し

- 1) 本年4月以降、岩手県が新たに複数品目で出荷制限指示の対象となったため区分を変更しました。
 - ・「(1) 過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体」に岩手県を追加。
 - ・「(2) 過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限対象自治体の隣接自治体」から岩手県を削除。
- 2) 本年4月以降の放射性セシウムの検出レベルに応じて、山菜、水産物などの検査対象品目を見直しました。
- 3) 野生鳥獣、海産魚類など移動性が高い品目については、解除にあたって県内を複数の区域に分割せず、県域を原則とすることを明記しました。
- 4) 大豆及びそばについて、米と同様の個別の取扱い基準を設定しました。
 - ・個別品目は、「野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉、米」に「大豆及びそば」を追加し8品目。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002f8ic.html>

◆おしらせ◆ 平成24年度「県民健康管理調査」『健康診査』
避難区域等の0歳から15歳児の医療機関での健診実施について（7月13日）

福島県は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「県民健康管理調査」を行っています。

「県民健康管理調査」においては、詳細調査として、避難区域等の住民を対象に、県民の健康状態を把握して長期的に見守っていくとともに、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげることを目的に、平成23年度に引き続き平成24年度においても、健康診査を実施しています。

今般、避難区域等の就学前乳幼児（0歳から6歳）や小・中学生（7歳から15歳）の受診希望者を対象に、健康診査を実施することとなりました。具体的な内容は以下のとおりです。

■対象者

避難区域等の住民のうち0歳から15歳の方 約2万7千人

[避難区域等]

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町、及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点関係地区）

■健診項目

- 1) 0歳から6歳（就学前乳幼児）
身長、体重、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
- 2) 7歳から15歳（小・中学生）
身長、体重、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
【希望による追加項目】血液生化学（空腹時血糖、尿酸 など）

■実施方法・実施スケジュール

健康診査の実施方法やスケジュール等に関する「お知らせ」を順次、対象者へ直接送付する。

- ・実施時期：平成24年7月中旬から12月
- ・健診機関：県内小児健康診査指定医（県内102医療機関）

※小児健康診査指定医：

原則として、日本小児科学会福島地方会に所属する小児科医のうち、健康診査の趣旨に賛同し協力いただける医師（県内150人（102医療機関））。

なお、県外に避難されている方については、県外において健康診査の趣旨に賛同し協力いただける小児科等医療機関で、概ね平成24年8月中から平成25年1月までに受診できるよう、体制を整え、あらためて該当者にお知らせする予定。

詳しくは福島県ホームページ（県民健康管理調査）をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/imu/kenkoukanri/20120713syounikensin.pdf>

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]